

答申第 2 5 8 号（諮問第 2 5 7 号）

「平成 2 9 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 1 月 4 日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第 9 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）の表面及び「災害発生状況及び原因」又は略図に関する添付資料」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

本件公文書につき、その一部を非開示とした決定については、別表（え）欄に示した部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県人事委員会委員長（以下「実施機関」という。）に対し、令和4年11月7日付けで、「平成29年1月1日から令和4年11月4日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）の表面及び「災害発生状況及び原因」又は略図に関する添付資料」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表（あ）欄の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、令和4年11月21日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表（い）欄に係る公文書の一部を開示しない理由を別表（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和4年11月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和5年1月10日付けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和5年2月19日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下

「審査会」という。) に対して、令和 5 年 3 月 8 日、本件審査請求に係る事案(以下「本件事案」という。) についての諮問を行った。

第 3 争点

本件請求に係る公文書の一部を非開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第 4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分及び「開示しない部分の概要及びその理由」の提示は不合理である。本件処分を取り消し、非開示とされた部分について改めて非開示情報該当性を精査し、非開示とした部分のうち非開示情報に該当しない部分を追加で開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

ア 労働者死傷者報告については、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積がある。この答申の蓄積と比較して、本件処分における部分開示の範囲に乖離があるから、非開示部分の判断は不合理であり、本件処分の取消し及び非開示情報に該当しない部分の更なる開示を求める。

イ 非開示部分が条例第 14 条第 2 号ただし書ハに該当するか否かの理由の提示がなされていない。対象文書に記載された「被災労働者」とは、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員であることから、同 2 号ただし書ハにおける「公務員等」に該当する。職及び氏名並びに職務遂行の内容は開示されるべきである。

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とは、同 2 号ただし書ハの「その職務の遂行に係る情報」である。

ウ 国の情報公開・個人情報保護審査会の答申で防衛省職員に係る公務災害発生報告書の部分開示決定に関する答申第 235 号（国の情報公開審査会）別紙において情報公開法第 5 条第 1 号（本県条例第 14 条第 2 号相当部分）に該当しうる部分が例示されているが、本件処分は当該答申で掲げられた非開示部分以上の箇所を条例第 14 条第 2 号に該当するとしている。

エ 他県の人事委員会では、本件請求と同様の請求に対して答申第 235 号の非開示情報の判断に近い部分のみが非開示とされている。「生年月日」、「年齢」、「性別」を非開示とすることは妥当と思料するが、「被災労働者の氏名」、「職種」、「経験年数」、「傷病名」、「災害発生状況及び

原因」及び「略図」の全部ないし多くの部分は非開示情報に該当しないと
思料する。

オ 国の個人情報保護審査会の答申（平成２６年度（行情）答申第２１６号）
において解釈が示されているとおり、公務員の氏名であって、必ずしも自
署である必要がない項目に、何らかの事情があつて自署した場合でも、
「非公務員」に該当しない場合には、非開示情報に該当しないと判断され
るべきである。

２ 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、以下の（１）ないし（６）に掲げる部分
における非開示の理由は、それぞれ当該（１）ないし（６）に掲げるとおりであ
る。

（１）「被災労働者」及び「本人写真」について

条例第１４条第２号本文に規定する個人識別情報である。また各人の健康
情報に関する情報であり、公務に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当
しないため。

（２）「職種」及び「経験期間」

記載された職種の職員又は経験期間を有する職員が事業場内に一人しかい
ない可能性も存在することから、他の情報と照合することにより、被災労働者
の特定が可能であるため。

（３）「傷病名」

被災労働者が負った具体的な死傷病の内容を最も端的に表した記載であり、
高いプライバシー性を有する機微な情報であり、公にすることにより個人の正
当な利益を害するおそれがあると認められる。

（４）受診医療機関名

当該情報は被災労働者が負った死傷病内容に関連する情報であり高いプ
ライバシー性を有する機微な情報であるといえ、公にすることにより個人の正
当な利益を害するおそれがあると認められる。

（５）生徒の状態

被災労働者が負傷した際の生徒の状態に関する情報であり、特別支援学校に
おける生徒の状態に関する記述はプライバシー性の高い機微な情報であって、
公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

（６）職員の自署

氏名のうち自署で記載された部分は、その固有の形状が特定の個人を識別
できる情報として意味を有しており、社会経済活動上、個人の認証機能とし
ての役割を果たしていることを考慮すると、公にすることにより偽造等がな
され悪用された場合に、当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「平成29年1月1日から令和4年11月4日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）の表面及び「災害発生状況及び原因」又は略図に関する添付資料」である。

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件公文書の一部について条例第14条第2号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を取り消し、非開示部分のうち非開示情報に該当しない部分を開示することを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書について

本件公文書は公文書開示請求書に記載の期間における労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく7件の労働者死傷病報告である。また、このうち1件については、記載内容の一部が別紙として添付されている。

3 条例の定めについて

- (1) 条例第14条第2号本文前段では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として定めている。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」としているが、これは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものについても、個人識別情報として非開示情報となるという趣旨である。

そして、照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられている。

- (2) 条例第14条第2号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は個人識別情報であり、これを非開示とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されることが考えられるが、中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に非開示情報として規定したものである。

- (3) ただし書イないしハでは、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報を本号の非開示情報から除くこととしている。

4 非開示情報該当性について

本件公文書のうち、その一部がいずれも条例第14条第2号に該当するとして非開示とされていることから、同号該当性について検討する。

- (1) 職員の氏名（カナ及び漢字）、生年月日、年齢、性別及び略図の本人写真について

本件公文書において、被災労働者である職員の氏名（カナ及び漢字）、生年月日、年齢、性別及び略図の本人写真が非開示とされている。

これらは、条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書ハ該当性について検討すると、公務員等の職員の職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその組織の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象としている。そして、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、職務の遂行に係る情報に該当しないと解する。

本件公文書に記載されている被災状況等の内容は、労働災害として報告が義務付けられた情報であり、報告の対象となった公務員の健康情報に当たると認められる。

このため、本件公文書に記載されている職員の氏名（カナ及び漢字）、生年月日、年齢、性別及び略図の本人写真は、具体的な職務遂行との直接の関連を有する情報には当たらず、同号ただし書ハに該当しない。

その他、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

- (2) 職種及び経験期間

本件公文書において、職員の職種及び経験期間が非開示とされている。

実施機関によれば、記載された職種の職員又は経験期間を有する職員が事業場内に一人しかいない可能性も存在することから、他の情報と照合することにより、被災労働者の特定が可能であるため非開示としたとしている。

ア 職種

本件公文書に記載されている職員の職種は、本件処分により既に開示されている職員の所属の名称、事故の発生年月日並びに災害発生状況と公文書開示請求により入手することができる事務分掌表等の他の情報とを照合することにより、職員を一定の範囲に特定し、当該職種に該当する者が1名の場合は、当該人物を特定することが可能となる。

このため職員の職種は、条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。また、上記(1)と同様に、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ 経験期間

職員の経験期間については、一般人が通常入手し得る情報との照合により特定の個人を識別することができる情報とは認め難いため、開示すべきである。

(3) 傷病名

本件公文書において、職員の傷病名が非開示とされている。

傷病名は、被災労働者の身体状況に関する情報等であって、通常、他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人が識別できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

このため、条例第14条第2号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであると認められる。また、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められないことから、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 医療機関の名称

本件公文書において、職員が受診した医療機関の名称が非開示とされている。

実施機関によれば、被災労働者が受診した医療機関の名称は被災労働者が負った死傷病の内容に関連する情報で高いプライバシー性を有する機微な情報であり、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかし、被災労働者が受診した医療機関の名称は、被災労働者が負った死傷病の内容に関連する情報ではあるが、医療機関名から傷病名が推認されるな

どの特段の事情が認められない限りは、高いプライバシー性を有する機微な情報であるものとは認められないことから、開示すべきである。

(5) 職員の自署について

本件公文書において、報告書の作成者である職員の氏名を記載する欄に自署が行われている場合に、その自署が非開示とされている。

請求人は、公務員の氏名であって、必ずしも自署である必要がない項目に、何らかの事情があって自署した場合には、非開示情報に該当しないと判断されるべきであると主張する。

しかしながら、職員の氏名のうち自署で記載された部分は、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報としての意味を有しており、社会経済活動上、個人の認証機能としての役割を果たしていることを考慮すると、公にすることにより偽造等がなされ悪用された場合に、当該職員の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上を踏まえると、当該自署は条例第14条第2号本文前段に規定する「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。また、上記のとおり、当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合に当たると認められることから同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められないことから、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 別紙のうち、生徒の状態に関する記述

非開示とされている部分には、生徒が職員を受傷させる行為を行った原因について、職員が考察した内容が記載されており、その中には、当該生徒の特性に関わる情報が記載されている。

生徒の特性に関する記述はプライバシー性の高い機微な情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

このため、条例第14条第2号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 5 年 3 月 8 日	諮問
令和 5 年 1 0 月 1 7 日 (第 9 8 回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5 年 1 2 月 2 1 日 (第 9 9 回 第二部会)	審議
令和 6 年 3 月 2 9 日 (第 1 0 0 回 第二部会)	審議
令和 6 年 9 月 2 0 日 (第 1 0 3 回 第二部会)	審議
令和 8 年 9 月 1 4 日	答申

別表

番号	提出日	文書名 (あ)	作成所属	開示しない部分 (い)	条例 第14条 該当号	非開示理由 (う)	開示すべき部分 (え)
1	H29.12.5	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 渋川特別 支援学校	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、年齢、性 別、職種、経験期間	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
				報告書作成者職氏名 欄のうち、自署部分	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。 なお、当該部分は公務員の職 務執行情報ではあるが、自署 部分は公にすることにより当 該公務員等の個人の権利利益 を不当に侵害するおそれがあ るため、同号ハには該当しな い。	
2	H29.12.5	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 前橋清陵 高等学校	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、年齢、性 別、職種、経験期間	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
				報告書作成者職氏名 欄のうち、自署部分	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。 なお、当該部分は公務員の職 執行情報ではあるが、自署部 分は公にすることにより当該 公務員等の個人の権利利益を 不当に侵害するおそれがある ため、同号ハには該当しな い。	

番号	提出日	文書名 (あ)	作成所属	開示しない部分 (い)	条例 第14条 該当号	非開示理由 (う)	開示すべき部分 (え)
3	H29.12.5	労働者 死傷者報告 様式 第24号	群馬県立 前橋清陵 高等学校	被災労働者の氏名、 性別、年齢、職種	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	
				傷病名及び傷病の部 位	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
4	H30.8.21	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 図書館	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、年齢、性 別、職種、経験期間	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
5	H31.2.13	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 高崎高等 特別支援 学校	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、性別、職 種、経験期間、略図 のうち本人の写真	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名、災害発生状 況及び原因のうち受 診医療機関名及び傷 病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	受診医療機関名
				報告書作成者職氏名 欄のうち、自署部分	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。 なお、当該部分は公務員の職 執行情報ではあるが、自署部 分は公にすることにより当該 公務員等の個人の権利利益を 不当に侵害するおそれがある ため、同号ハには該当しな い。	

番号	提出日	文書名 (あ)	作成所属	開示しない部分 (い)	条例 第14条 該当号	非開示理由 (う)	開示すべき部分 (え)
6	R1.7.17	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 図書館	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、年齢、性 別、職種、経験期間	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
7	R1.12.17	労働者 死傷者報告 様式 第23号	群馬県立 太田高等 特別支援 学校	被災労働者の氏名 (カナ及び漢字)、 生年月日、年齢、性 別、職種、経験期 間、略図別紙のうち 被災職員の氏名	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。	経験期間
				傷病名	2号	本人の健康状態に関する機 微な情報であって、特定の個 人を識別することはできない が、公にすることにより、な お、個人の権利利益を害する おそれがあるため。	
				略図別紙のうち、生 徒の状態に関する記 述	2号	生徒の状態に関する機微な情 報であって、特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお、個 人の権利利益を害するおそれ があるため。	
				報告書作成者職氏名 欄のうち、自署部分	2号	特定の個人を識別できる情報 であるため。 なお、当該部分は公務員の職 執行情報ではあるが、自署部 分は公にすることにより当該 公務員等の個人の権利利益を 不当に侵害するおそれがある ため、同号ハには該当しな い。	